

別紙

障がい程度の判定基準及び表示区分

1 重度「A」とその他「B」の判定基準

(1) 重度「A」

ア 18歳未満の者

「平成24年8月20日 障発0820第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重度障害児支援加算費について」2対象となる措置児童等についての(1)又は(2)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ 18歳以上の者

昭和43年7月3日児発第422号厚生省児童家庭局長通知（「重度知的障害者収容棟の設備及び運営の基準について」）の1の(1)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(2) その他「B」

知能指数が概ね75以下であって、(1)に該当するもの以外の程度のもの

2 手帳の表示区分

重度「A」、その他「B」を原則として知能指数により次のとおり区分する。

ただし、知能指数が表示区分（A₃を除く）の境界付近にある場合は、日常生活能力の到達水準を考慮して総合的に判断するものとする。

区分	表 示	程 度
A	A ₁ （最重度）	IQ20以下
	A ₂ （ 重 度 ）	IQ21～35
	A ₃ （重度（合併））	IQ36～50で身体障害者手帳1～3級を所持
B	B ₁ （ 中 度 ）	IQ36～50
	B ₂ （ 軽 度 ）	IQ51～概ね75